

平成 29 年度政策経営部、総務部、危機管理室、会計管理室、
選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び区議会事務局
定期監査結果について

1 監査実施年月日及び監査対象

実 施 年 月 日	監 査 対 象
平成 29 年 5 月 11 日 (木)	政策経営部 財政課、広聴広報課、いたばし魅力発信担当課、IT 推進課、資産活用課、営繕課、教育営繕担当課 総 務 部 男女社会参画課（男女平等推進センター含む） 危機管理室 防災危機管理課、地域防災支援課
平成 29 年 5 月 12 日 (金)	政策経営部 政策企画課、経営改革推進課 総 務 部 総務課、人事課、庁舎管理・契約課、課税課、納税課、 区政情報課 会計管理室 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 区議会事務局

2 監査委員合議年月日

平成 29 年 6 月 28 日 (水)

3 監査実施場所 監査委員室

4 監 査 の 範 囲 (1) 平成 28 年度及び平成 29 年度の財務に関する事務
(2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 平成 23 年度、平成 24 年度及び平成 25 年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。

※平成 23 年度行政監査テーマ「防災・危機管理対策について」の平成 28 年度措置結果通知分

※平成 24 年度行政監査テーマ「受益者負担の適正化について」の平成 28 年度措置結果通知分

※平成 25 年度行政監査テーマ「職員の人材育成について」の措置結果通知分

6 監 査 の 結 果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 29 年度区民文化部、産業経済部及び
農業委員会事務局定期監査結果について

1 監査実施年月日及び監査対象

実施年月日	監 査 対 象
平成29年 5 月 31 日 (水)	<p>【区民文化部】</p> <p>板橋地域センター・下板橋駅前集会所、 仲宿地域センター・山中児童遊園内集会所、 富士見地域センター・本町集会所、 常盤台地域センター・七軒家集会所、 志村坂上地域センター・志村コミュニティホール・ 志村城山公園内集会所、 蓮根地域センター・ロータスホール・坂下二丁目集会所、 下赤塚地域センター・赤塚六丁目集会所、 徳丸地域センター・きたのホール・徳丸三丁目集会所、 志村坂上区民事務所、蓮根区民事務所、下赤塚区民事務所</p>
平成29年 6 月 1 日 (木)	<p>【区民文化部】</p> <p>美術館</p> <p>【産業経済部】</p> <p>ものづくり研究開発連携センター第一ビル・第二ビル</p>
平成29年 6 月 2 日 (金)	<p>【区民文化部】</p> <p>地域振興課、舟渡地域センター・舟渡ホール、 戸籍住民課、文化・国際交流課、スポーツ振興課、 オリンピック・パラリンピック推進担当課</p> <p>【産業経済部】</p> <p>産業振興課、産業戦略担当課、くらしと観光課、 赤塚支所</p> <p>【農業委員会事務局】</p> <p>農業委員会事務局</p>

2 監査委員合議年月日

平成29年 7 月 31 日 (月)

3 監査実施場所 監査委員室及び各施設

- 4 監査の範囲 (1) 平成28年度及び平成29年度の財務に関する事務
(2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 29 年度福祉部定期監査結果について

- 1 監査実施年月日 平成 29 年 10 月 10 日(火)
- 2 監 査 対 象 管理課、障がい者福祉課、板橋福祉事務所、赤塚福祉事務所、
志村福祉事務所
- 3 監査委員合議年月日 平成 29 年 11 月 29 日(水)
- 4 監査実施場所 監査委員室及び各施設
- 5 監 査 の 範 囲 (1) 平成 28 年度及び平成 29 年度の財務に関する事務
(2) 施設及び備品の管理状況
- 6 監査の着眼点
(1)歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
(2)経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
(3)施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- 7 監 査 の 結 果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 29 年度区立小・中学校及び区立幼稚園定期監査結果について

1 監査実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 29 年 11 月 1 日 (水)	志村第三小学校、新河岸小学校、緑小学校、中根橋小学校、高島第五小学校、高島第六小学校、板橋第一中学校、上板橋第二中学校
平成 29 年 11 月 2 日 (木)	板橋第二小学校、板橋第九小学校、下赤塚小学校、板橋第三中学校、上板橋第一中学校、高島第三中学校、新河岸幼稚園
平成 29 年 11 月 21 日 (火)	志村第一小学校、志村第四小学校、蓮根小学校、成増ヶ丘小学校、加賀小学校、志村第二中学校、赤塚第一中学校
平成 29 年 11 月 22 日 (水)	蓮根第二小学校、上板橋小学校、紅梅小学校、板橋第二中学校、志村第三中学校、赤塚第二中学校

2 監査委員合議年月日

平成 29 年 12 月 27 日 (水)

3 監査実施場所 各小・中学校及び幼稚園

4 監査の範囲 (1) 平成 28 年度及び平成 29 年度の財務に関する事務 (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

(1) 予算の執行は、平成 28 年度及び平成 29 年度学校令達予算等に基づき計画的、効率的に行われているか。また、支出負担行為等の手続きは適正か。

(2) 各種勤務手当及び旅費の支給は勤務実態に適合しているか。

(3) 施設及び備品の管理状況は適正か (あいキッズを含む)。

6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 29 年度教育委員会事務局定期監査結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 29 年 12 月 5 日(火) 6 日(水)	教育総務課、学務課、指導室、新しい学校づくり課、学校配置調整担当課、生涯学習課、大原生涯学習センター、地域教育力推進課、教育支援センター、成増教育相談室、板橋フレンドセンター、中央図書館

2 監査委員合議年月日

平成 30 年 2 月 27 日(火)

3 監査実施場所

監査委員室及び各施設

4 監査の範囲

(1) 平成 28 年度及び平成 29 年度の財務に関する事務

(2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

(1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。

(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。

(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

(4) 平成 25 年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。

※平成 25 年度第 2 回行政監査テーマ「子どもの居場所づくりについて」の措置結果通知分

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。ただし、一部指導を行った。指導事項は、次のとおり。

7 指 導 事 項

学校施設開放の団体登録に係る不適切な事務処理について

地域教育力推進課では、学校施設開放に係る使用団体の登録申請に際して、窓口において申請を受け付けた職員が申請書類について、板橋区立学校施設開放条例施行規則（以下「施行規則」という。）第5条に規定する要件を審査し、施行規則第11条に規定する減免の要件を適用した結果の表示を団体登録証に表示したうえで即日、発行交付している。

教育委員会事務局処務規程第6条別表では、「学校施設及び社会教育施設の使用許可並びに使用料の減免及び還付に関すること。」は課長の専決事項とし、「その他の事項に関すること。（他のどの分類にも当てはまらないもの）」のうち定例的なものは次長の、軽易なものは課長の専決と定めている。

地域教育力推進課の団体登録に関する申請書等関係書類を確認したところ、事務担当者の処理欄に処理の記載があるのみで、使用団体の登録及び減免の判断について、課長の意思決定は行われていなかった。

以上のとおり、地域教育力推進課における学校施設開放に係る団体登録及び減免の事務は不適切な事務処理である。

地域教育力推進課は、団体登録の承認にあたっては、教育委員会事務局処務規程等に基づいた適切な事務執行を行うよう、早急に改善を行う必要がある。

(地域教育力推進課)

平成 29 年度 健康生きがい部定期監査結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 29 年 12 月 15 日(金)	国保年金課、後期高齢医療制度課、予防対策課、板橋健康福祉センター、上板橋健康福祉センター、赤塚健康福祉センター、志村健康福祉センター、高島平健康福祉センター、蓮根いこいの家、大和いこいの家、赤塚いこいの家
平成 29 年 12 月 18 日(月)	長寿社会推進課、介護保険課、健康推進課、生活衛生課、おとしより保健福祉センター、大谷口いこいの家、桜川いこいの家、仲宿いこいの家、前野いこいの家、備品実査（保健所・板橋健康福祉センター）

2 監査委員合議年月日

平成 30 年 2 月 27 日（火）

3 監査実施場所 監査委員室及び各施設

4 監査の範囲

- (1) 平成 28 年度及び平成 29 年度の財務に関する事務
- (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。

(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

(4) 平成 24 年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。

※平成 24 年度第 3 回行政監査テーマ「受益者負担の適正化について」の平成 28 年度措置結果通知分

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。ただし、一部指導を行った。指導事項は、次のとおり。

7 指導事項

結核医療費国庫負担金の返還金支払遅延について

予防対策課の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

予防対策課では、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の患者及びその家族の経済的負担を軽減するため、医療費等の公費負担を行っており、その財源として、結核医療費国庫負担金（負担率 3/4）と結核医療費国庫補助金（補助率 1/2）を充てている。

平成 28 年度分の結核医療費国庫負担金について、平成 29 年 8 月 30 日付けで国からの確定通知を 9 月 4 日に受領した。確定通知では、結核医療費国庫負担金について 2,216,710 円を超過して交付したため、11 月 27 日までに返還することとされていた。

しかし、支出手続を失念し支出命令書の送付を怠り、返還金の納付期限を 4 日経過した 12 月 1 日に納付を行った。これにより、延滞金 4 日分（起算日：11 月 28 日、利率：年 10.95%）が発生することとなり、12 月 12 日に 2,660 円の延滞金の支出を行った。なお、延滞金については、予算流用を行い対応した。

東京都板橋区会計事務規則（以下「規則」という。）第 51 条の 2 では、「支払期日

の定まっている支出命令書は、支払予定日の7日前までにこれを会計管理者に送付するものとする。」と定められている。

予防対策課は、11月27日の7日前までに支出命令書を送付するところを失念し、納付期限を超過して納付した。さらに納付期限を超過したことによる延滞金が発生した。

以上のことから、予防対策課における返還金支払事務手続は不適正な事務処理である。

予防対策課は、支払事務にあたり、規則に則った事務処理の徹底を図るとともに、支払事務に係る一連の処理が適正に行われるよう、早急に再発防止策の検討・実行に取り組む必要がある。

(予防対策課)

平成 29 年度子ども家庭部定期監査結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 30 年 1 月 10 日(水)	[児童館] 志村児童館、志村橋児童館、新河岸児童館、緑が丘児童館 [保育園] 志村橋保育園、大山西町保育園、小桜保育園、赤塚新町保育園、高島平くるみ保育園、緑が丘保育園
平成 30 年 1 月 11 日(木)	[児童館] 上板橋児童館、蓮根第二児童館、さかうえ児童館、ゆりの木児童館、大山東児童館 [保育園] 大谷口保育園、高島平つぼみ保育園、高島平もみじ保育園、上板橋保育園、さかうえ保育園、ゆりの木保育園
平成 30 年 1 月 12 日(金)	子ども政策課、保育サービス課、子育て支援施設課、子ども家庭支援センター

2 監査委員合議年月日 平成 30 年 2 月 27 日(火)

3 監査実施場所 監査委員室及び各施設

4 監査の範囲 (1) 平成 28 年度及び平成 29 年度の財務に関する事務
(2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点 (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
(4) 平成 25 年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。

※平成 25 年度第 2 回行政監査テーマ「子どもの居場所づくりについて」

※平成 25 年度第 3 回行政監査テーマ「職員の人材育成について」

6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。ただし、一部指導を行った。指導事項は、次のとおり。

7 指導事項

子ども子育て支援システム改修に係る不適切な契約事務について

保育サービス課では、子ども子育て支援システム「こあら」のシステム改修として、平成 29 年度税制改正に伴う連携項目の追加に係る業務委託（以下「システム改修委託」という。）について、平成 29 年 1 月 25 日付けで I T 推進課から 303,000 円の予算執行委任を受け、3 月 31 日の一日間で起案、契約、履行確認を行った。

事業者の見積書によれば、作業には税務連携機能の改修に 5 人/日、セットアップ・操作指導・本番立会に 2 人/日で合計 7 人/日を要する内容となっており、監査時に保育サービス課から聴取したところ、執行委任を受けた 1 月 25 日以降、受託者と協議を進め、システム改修に取りかかっていたが、契約に関する事務手続を怠り、3 月 31 日に起案から履行確認までの一連の手続きを行っていたことが明らかとなった。

区契約事務規則第 37 条第 1 項では、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を作成することを規定している。また、区における契約事務の流れは、「契約事務の手引」でも示されているとおり、事案の決定後に契約を締結した後、履行を開始するものであり、契約の事務手続を行わずに履行させることはできない。

以上のことから、保育サービス課における「システム改修委託」は不適切な契約事務である。

保育サービス課は、契約事務を適切に執行するとともに、同様のことを繰り返さないよう方策を構築し、再発防止に努めることを求める。

(保育サービス課)

平成 29 年度資源環境部、都市整備部
及び土木部定期監査結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 30 年 1 月 16 日(火)	資源環境部 環境戦略担当課、板橋東清掃事務所、 板橋西清掃事務所（西台中継所） 都市整備部 都市計画課、建築指導課、住宅政策課 土木部 板橋土木事務所、南部公園事務所
平成 30 年 1 月 18 日(木)	資源環境部 環境課、清掃リサイクル課 都市整備部 拠点整備課、地区整備事業担当課、 高島平グランドデザイン担当課 土木部 管理課、交通安全課、計画課、工事課、 みどりと公園課、公園整備担当課
平成 30 年 1 月 19 日(金)	都市整備部 市街地整備課

2 監査委員合議年月日

平成 30 年 2 月 27 日（火）

3 監査実施場所 監査委員室及び各施設

- 4 監査の範囲 (1) 平成 28 年度及び平成 29 年度の財務に関する事務
(2) 原材料の保管及び施設、備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 原材料の保管状況は、適正か。(セメント、塩化カルシウム、角材など)
- (5) 平成 24 年度及び平成 25 年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。

※平成 24 年度第 3 回行政監査テーマ「受益者負担の適正化について」

※平成 25 年度第 1 回行政監査テーマ「清掃・リサイクル事業について」

6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。